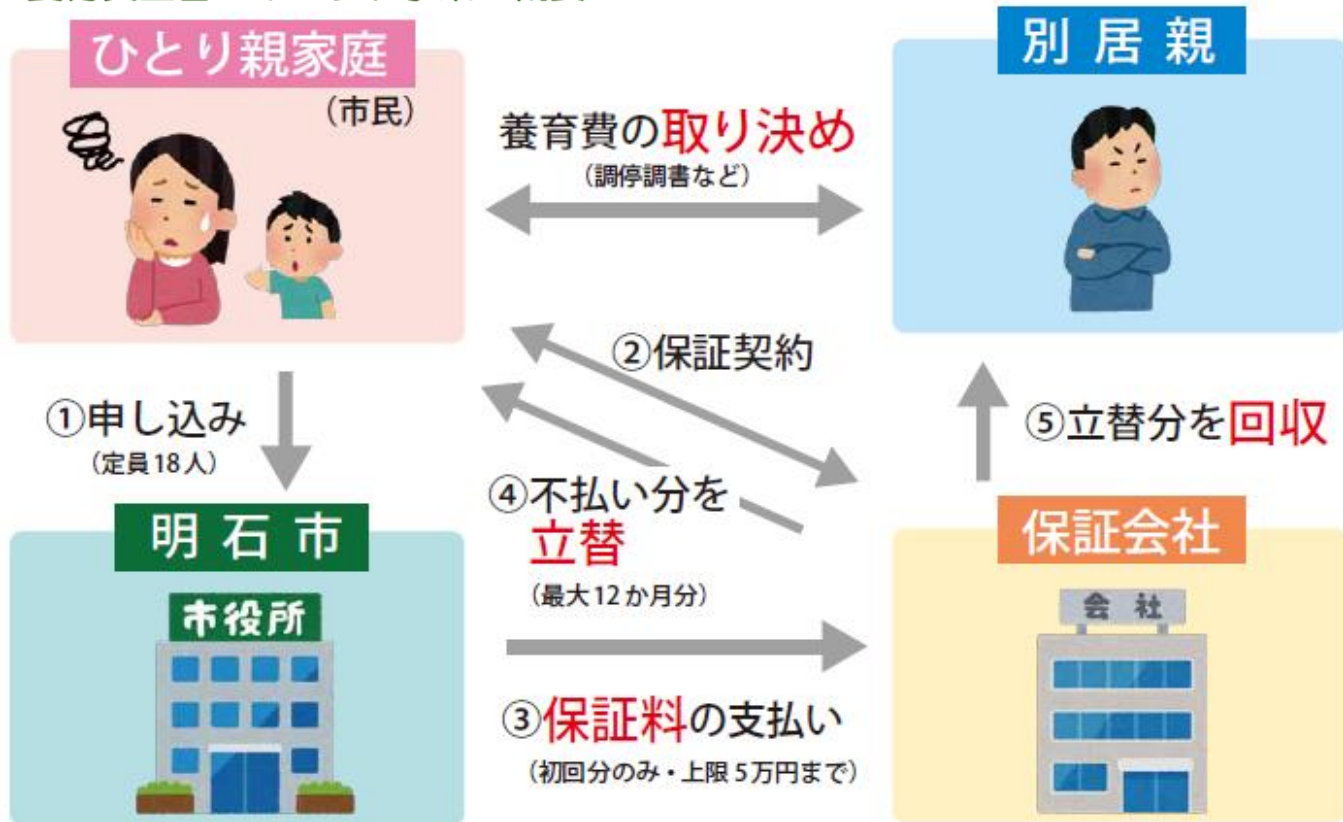


明石市からの  
お知らせ

# 養育費の受け取りを サポートします！

<養育費立替パイロット事業の概要>



- ① 2020年末までに調停・審判で養育費を取り決める方がお申し込みいただけます。(明石市に住むこどもとその親が対象です。)
- ② 取り決めの内容に基づき保証会社と保証契約を締結していただきます。
- ③ 保証契約に必要な保証料は明石市が負担します。
- ④ 養育費の不払いがあった場合は、保証会社が立て替えます。
- ⑤ 立て替えた養育費は保証会社が支払義務者へ請求し回収します。

養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。  
(養育費相談支援センターHPより抜粋)

お問い合わせ

明石市 市民相談室

電話 078-918-5002 FAX 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp